

公益財団法人愛知県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県体育協会（以下「協会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルール
の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与すべく設立された公益財団法人日本
スポーツ仲裁機構（以下、「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立
に解決することを目的とする。

(仲裁の申し立て)

第2条 協会が行う定款第4条に記載する事業又はその運営に関する決定事項に対
する競技者及び加盟団体等からの不服申し立てについては、仲裁機構の「スポーツ
仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年2月9日から施行する。